

大阪市非認知能力調査及び研修業務委託
仕様書

1 業務委託名称

大阪市非認知能力調査及び研修業務委託

2 事業目的

本市では、小学校学力経年調査やチャレンジテストPlusの実施及び結果の分析等を通じて、きめ細かな指導の充実等に取り組んできた結果、経年的に学力が向上しているものの、令和7年度全国学力・学習状況調査においては依然として全国水準には達しておらず、さらなる教育指導の充実が必要である。今後は、学力に課題の見られる児童生徒への支援に加え、それよりも上の中間層、いわゆるボリュームゾーンにあたる層への支援も視野に、よりきめ細かく子どもたちの状況を把握する必要がある。

また、現行の学習指導要領では、「知識及び技能」や「思考力・判断力・表現力等」の認知能力と、学力調査やテストの点数では測れない「学びに向かう力、人間性等」（＝非認知能力）を学校教育の中でバランスよく育成することが求められているなか、「学びに向かう力、人間性等」（＝非認知能力）の測定・分析にこれらのICTテクノロジーを活用することで、教職員の経験を問わずかつ負担も少なく児童生徒の複合的・多面的な把握が可能となっている。

本市では、「学びに向かう力、人間性等」（＝非認知能力）を「学びの土台となる力」と捉え、「目標に向かいねばり強く取り組む力」や、「いろいろな人たちと、互いに理解し合いともに協力する力」、「自分の気持ちを整理しコントロールする力」などの「非認知能力」を学校教育の中で効果的に育成することをめざしており、測定結果やエビデンス（客観的な根拠）に基づいて、より複合的・多面的に児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援を構築していく予定である。

そこで、令和8年度より調査モデル事業として、非認知能力の測定及び育成のノウハウを有する事業者に、本市の児童生徒にとって望ましい「学びの土台となる力（非認知能力）」（以下、「非認知能力」という）の測定の方法、結果の見取りや教育活動の充実につなげる研修、効果的な育成の在り方やその検証等について業務を委託し、「非認知能力」を効果的に育成するとともに、個別最適な学びを支援し、誰ひとり取り残さない学力向上をめざす。

3 本市としての事業目標

- (1) 「非認知能力」についての客観的な評価
- (2) 探究的な学びの評価
- (3) 児童生徒一人一人の良さや特長等の可視化及び共有化
- (4) エビデンス（客観的な根拠）に基づいた、児童生徒や保護者等への説明
- (5) 児童生徒の心理的安全性の状態把握（学級への適応度など）と児童生徒一人一人に応じた助言や支援策の提案
- (6) 「非認知能力」の育成による認知能力との相乗効果
- (7) (1)～(6)の内容や方法が、本事業の進展と合わせて全市の教職員に広がること。

4 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

5 文言の定義

文言	文言の定義
本市	大阪市のことをいう。
本市職員	教育委員会事務局職員及び教職員のことをいう。
事業者	本業務委託の受注者をいう。
モデル校	本事業に参加している小中学校のことをいう。
モデル校の教職員	モデル校の教職員のことをいう。
測定ツール	非認知能力を測定するシステム全体のことをいう。
児童生徒	モデル校に在籍する児童生徒をいう。
ヘルプデスク	モデル校及び大阪市総合教育センターの職員に対する操作方法等の問合せに対応する担当者のことをいう。

6 利用者数

(1) モデル校数

モデル校は大阪市立小中学校から小学校8校、中学校8校を選定する。

(2) 対象学年

小学校第5・6学年児童、中学校第1～3学年生徒

小学校は義務教育学校前期課程、中学校は後期課程を含む。

(3) 児童生徒数

・6,000名

・今後募集するモデル校の規模により学校数及び児童生徒数が増減する可能性がある。また、転出入により年度途中に1校あたり10名前後増減することが想定されるが、これらの児童生徒も含めて最大6,000名が利用する。

(4) 教職員数

・160名(モデル校1校あたり10程度の管理アカウント)

(5) 大阪市教育委員会事務局

・総合教育センターの検証用として年度毎に100の児童生徒用アカウントを準備すること。

7 研修・資料（マニュアル含む）要件

(1) 研修要件

ア 導入準備期間

・契約締結後から1カ月以内に、モデル校の教職員及び本市職員向けに、測定ツールの操作方法や特徴、見込まれる効果等について研修を実施し、「非認知能力」の理解と効果的な育成に向けた助言を行うこと。この研修等を通じて、「非認知能力」の結果や育成方法等について、教職員が授業や学級懇談等で児童生徒や保護者に伝えられるようにすること。

イ 定例研修

・各モデル校の測定結果等に応じ、結果の見取りやそれを踏まえた活用方法、「非認知能力」の育成等についての研修を各モデル校において対面またはオンラインにて年1回以上実施すること。
・本市職員を対象に、「非認知能力」についての理解や育成方法全般にかかる研修を年1回以上実施すること。研修日程や実施形態（対面、オンライン、オンデマンド等）については、大阪市総合教育センターと協議し決定すること。

ウ その他

・モデル校から研修依頼があった場合は、発注者と協議し決定すること。
・大阪市総合教育センターが全市へ発信する際に協力すること。
・各年度末に本市職員を対象に実施するモデル校の実践報告会に、研修補助として資料作成やモデル校の実践結果の分析などの準備段階から協力すること。

- ・モデル校が「非認知能力」を把握することで、エビデンス（客観的な根拠）に基づいて、より複合的・多面的に児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援及び授業改善の助言を行うこと。
- (2) 資料要件
- ・測定ツールの具体的な使用方法や操作手順等について、説明動画やマニュアルが掲載されているサイトや冊子等で児童生徒や教職員など利用者がいつでも確認できること。また、測定ツールのバージョンアップ等により操作方法等が変更になった場合は、測定ツールに合わせてマニュアルを更新し、常に最新のものを準備すること。
 - ・研修要件で必要な資料を作成すること。
 - ・非認知能力を測定する理由やその重要性について、児童生徒向けの説明資料（動画等）が準備されていること。
- (3) モデル校の「非認知能力」の結果を踏まえた授業改善及び個別最適な学びを1回以上(2回目以降はモデル校の要望に応じて)研修することで、学力向上につながる流れが理解できる内容を盛り込むこと。

8 アプリケーション機能要件

(1) 測定ツール

- ・大阪市が貸与している児童生徒の使用ICT機器を活用して、直感的な操作性、視覚的に分かりやすい表示、および迅速な測定結果提供を実現できる測定ツールを導入すること。
- ・測定項目は非認知能力のうち、本市が重視する「目標に向かいねばり強く取り組む力」「協力する力」「感情コントロール力」等を複合的に把握できる内容であること。また、測定方法は児童生徒一人ひとりの状況を多面的かつ肯定的に評価可能なものとし、児童生徒向けの説明資料、マニュアルを充実させること。
- ・事業者は、測定ツール導入後に、モデル校の児童生徒・教職員及び保護者が測定結果の意味や育成方法を理解しやすいよう、個人票・学級票をグラフや図等で分かりやすく表示するほか、能力向上のための肯定的な目標設定・助言コメント、経年変化が見える機能等とすること。
- ・測定ツールの使用回数制限はないものとし、測定日は各モデル校で設定できること。
- ・児童生徒情報をモデル校から提供後、1か月以内にアカウントが作成され、児童生徒が測定入力の開始ができる測定ツールであること。
- ・小学校第5学年以上の児童生徒が、容易に入力や操作が可能なものであること。
- ・「.exe」ファイル等の実行形式ファイルは使用不可とすること。
- ・児童生徒が利用する学習者用端末と「測定ツール」とのネットワーク接続は、インターネットによる接続であること。

(2) 測定結果

- ・測定結果は、測定を実施した翌授業日までにモデル校の児童生徒及び教職員が確認できること。
- ・本市職員は、全モデル校の結果データが確認できること。
- ・児童生徒に提供される個人票は、非認知能力の測定結果を図や表・グラフ等に表し、測定2回目以降は、前回測定時からの変化等が確認できる内容であること。
- ・測定結果の分析から、個々に応じた能力を伸ばす助言や、具体的な目標、取組等を肯定的コメントとして表記していること。
- ・個人の結果は、児童生徒本人及び所属する学校の教職員が専用サイト等にて確認できること。また、個票を印刷し児童生徒に配付できること。
- ・各モデル校には、児童生徒の個人データを集計した学級（学年）データや対象の全児童生徒を集計した学校データが確認できること。

9 アプリケーション非機能要件

測定ツールにおけるインシデントの発生は、本市の信頼失墜に直結することを十分に理解し、その発生を最小限に抑える仕組みと運用保守体制を確立すること。

測定ツールの活用促進を図るため、操作しやすいサービスを提供すること。また、操作方法について視覚的にわかりやすい動画や図を多く用いる等、児童生徒がみてもわかりやすいマニュアル等の提供・更新を行うこと。

(1) サービスの稼働期間

「測定ツール」は24時間365日の稼働を基本とする。ただし、動作確認等の計画停止はこの限りではない。

(ア) 計画停止

計画停止は、「測定ツール」の活用に影響が少ない時間帯に行うこと。また、計画停止を行う場合、1か月以上前までに本市に保守計画の時期、内容を通知、説明するとともに、実施にあたっては事前にモデル校及び大阪市総合教育センターと調整を行うこと。

(イ) 緊急停止

緊急停止が必要となった場合、速やかに本市に報告するとともに、実施にあたっては事前に本市と調整を行うこと。ただし、緊急度合い等により事前に調整時間が確保できない場合はこの限りではない。

(2) 本市職員への通知

計画停止の実施について、事前に利用者に通知すること。緊急停止の本市職員への通知については、事象を総合的に判断し、本市と協議のうえ決定する。ただし、緊急度合い等により事前に調整時間が確保できない場合はこの限りではない。

(3) データの保持

「測定ツール」の活用にあたっては、「測定ツール」に児童生徒が入力した回答や履歴を契約期間内において保存できる仕組みとする。「測定ツール」上で契約期間中閲覧可能な状態で保持すること。ただし、契約終了時は別途本市からの指示によるものとする。

(4) 端末要件

次の端末要件で動作すること

また、OSやブラウザについては、サポート期限内のバージョンに対応すること。

(ア) 児童生徒用

・ Chromebook

OS : Google Chrome OS

(イ) 教職員用

・ OS : Windows10 Pro (64bit)

(5) 性能要件

記載の要件を踏まえ、対象児童生徒が同時アクセスを行った場合も測定に支障を与えない十分な性能を確保すること。（ただしネットワークの遅延は除く）

(6) セキュリティ要件

「測定ツール」の環境設定にあたっては、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」、「大阪市教育委員会情報セキュリティ管理規定」、及び「大阪市教育委員会情報セキュリティ対策基準」に基づくとともに、次の点に留意すること。

(ア) 端末機には個人情報の蓄積をせず、個人情報の管理をデータセンタに設置する共有システム上で一元的に行う形とすること。

(イ) サービス提供の全体若しくは一部へクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS等）を利用する場合、事業者は、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において示されるクラウドサービスの利用における情報セキュリティ対策を満たす

こと。また、提供サービスとサービスにかかる本市の情報資産は、日本国内において保管・運用され、国内法が適用されること。なお、運用期間中に利用するサービスを変更する場合、その都度、本市の承認を得ること。

- (ウ) 前項に示すサービス以外に、サービス提供の全体若しくは一部にデータセンタを利用する場合、サービスを提供するデータセンタの所在地は、日本国内であり、国内法が適用されること。
 - (エ) サービス提供事業者管理下のデータセンタ及びサーバ機器は、日本の法令の範囲内で運用できるデータセンタであることとする。
 - (オ) 原則ISMAP、ISMAP(LIU)又はISO27017/18と同等以上の第三者認証を受けた業者が提供するシステムを提供すること。ただし、ISMAP 又はISMAP(LIU)又はISO27017/18と同等以上の第三者認証を受けた業者が提供するクラウドサービスを利用し、同クラウドサービスを利用したサービスの導入・構築・運用を行う場合で、事業者がISO/IEC27001と同等以上の第三者認証を受けていればこの限りではない。
 - (カ) 第三者機関による脆弱性評価を実施していること。
 - (キ) サーバとの通信は、SSL等で暗号化していること。
 - (ク) ウイルスチェックソフトによるウイルス感染防止対策を定期的に行っていること。
 - (ケ) 保存期間（データの保持期間）を経過した入力データは、該当する年度末に一括して消去すること。ただし、次年度も利用する場合はこの限りではない。
 - (コ) 児童生徒の回答や履歴情報は、個人情報保護の観点から、理由の如何を問わず、モデル校の教職員・児童生徒・当該保護者・本市職員を除く第三者に漏洩することの無いよう適切に収集・蓄積するとともに、厳重に管理すること。
- (7) ID・パスワード要件
- (ア) 児童生徒各個人にID及びパスワードを発行すること。
 - (イ) 児童生徒各個人に発行されたID及びパスワード情報は、モデル校の教職員においても管理できるようにすること。
 - (ウ) 転入等で児童生徒数の増加が生じた場合は、すみやかにID及びパスワードを発行すること。
 - (エ) モデル校内での進級時におけるID及びパスワードを含む年度移行手続きは、受注者にて行うこと。
 - (オ) 転出や卒業等で不必要となったID及びパスワードを含む児童生徒情報等は、各モデル校の申し出により適正に処分すること。
 - (カ) 教職員のID及びパスワード、所属学年や閲覧権限設定等、その他必要なデータについては、モデル校と受注者にて随時協議を行い、決定すること。

10 事業者要件

- (1) 事業者は「測定ツール」の構築、運用保守を安定的かつ効率的に実施するため、記載の要件を踏まえ、「測定ツール」の環境構築及び運用保守における最適な体制を提案すること。なお、次の担当者は必須であるが、各担当者を兼務しても構わない。

必要となる担当者	役割
業務委託管理者	本業務全体の統括
実務責任者	環境構築、運用保守における取りまとめ
窓口担当者	モデル校及び大阪市総合教育センター職員の連絡調整

(2) 連絡体制

- (ア) 原則、開庁日の午前9時～12時、午後1時～5時とすること。
- (イ) 開庁日において連絡体制を休止する場合は、休止日の1か月前までに本市と協議すること。
- (3) 政令指定都市、中核市、特別区のいずれかの公立小中学校において「測定ツール」を導入した実績があること。

11 運用保守サービス要件

(1) 障害管理

障害につながる事象及び障害を検知した場合、速やかに本市に連絡のうえ、必要な対策を講じること。また、障害が起きていることが本市職員から認識できるようにすること。なお、障害復旧後に再発防止策を含めた障害報告を本市に実施すること。

(2) ログ管理

不正アクセス等の検知を目的として、事業者において、「測定ツール」の稼働状況、利用状況等のログを収集すること。ただし、その対象等については、方法、単位や間隔、保管期間含め、本市と協議すること。

(3) バックアップ管理

「測定ツール」及びデータに関するバックアップを適切に行うこと。ただし、バックアップ方法等については本市と協議すること。

(4) 本市向けヘルプデスク

- (ア) 契約締結日の時点で、モデル校及び大阪市総合教育センターへの利用方法、操作方法についての適切な助言、提案、必要に応じた問い合わせ等に対応するためのヘルプデスクを設置していることとし、課業日にはモデル校及び本市職員からの問い合わせ等には迅速に対応すること。
- (イ) 対応方法及び窓口開設時間は、下記のとおりとし、「測定ツール」の活用方法、操作方法等について適切に助言、提案し、必要に応じて関係者への連絡調整及びエスカレーションを実施すること。また、本市職員からの問い合わせ対応結果については、一元的に管理すること。
- (ウ) 開庁日においてヘルプデスクを休止する場合は、休止日の1か月前までに本市と協議すること。

対応方法	役割
電話	10(2)連絡体制に記載する時間
メールもしくは問い合わせフォーム	24時間365日（但し対応は事業者の翌勤務日まで）

(5) ドキュメント管理

- (ア) 操作マニュアルを作成し、モデル校及び大阪市総合教育センターにそれぞれ提供すること。
- (イ) ヘルプデスクへの問い合わせ内容等を踏まえ、同一の問い合わせを減らすよう定期的に操作

マニュアルの改訂等を実施すること。

(ウ) 操作マニュアルには、学校現場で起こり得るトラブルをあらかじめ予測し、それらに対応するためのQ&Aも掲載すること。

(6) 打合せ

本業務委託の実施に必要な打合せは、別途本市と調整し実施すること。

12 SLA

「測定ツール」の安定稼働と運用の品質確保のため、SLA項目と要件は次表のとおりとする。

ただし、運用にかかる項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。

各種通信障害その他の理由により、「測定ツール」の緊急停止が必要となり、SLAにおける障害回復時間を超えてもなお利用が再開できない場合、速やかにモデル校及び大阪市総合教育センターに報告するとともに、障害復旧に必要な対策を講じること。

また、障害復旧後に再発防止策を含めた障害報告を大阪市総合教育センターに実施すること。

項目	内容
稼働時間	24時間365日
計画停止時間	有（事前通知）
障害回復時間	ベストエフォート（目標：障害発見から24時間以内）

(1) 免責事項

次の場合は、SLAの対象から除外する。

(ア) 定期保守等、業務上必要となる計画停止

(イ) 大規模災害発生時等、事業者の責任で制御できない事由

(ウ) 本市の義務不履行等、本市の責任に帰する事由

(エ) 悪意のある第三者の行為等、事業者の責任に帰すべからざる理由

(オ) その他、本市と事業者の協議により定めたもの

13 分析業務・フィードバック要件

(1) 分析については事業者が所属する「職員」が行うこととし、匿名化されていないデータを当事者以外に分析させることのないようにすること。

(2) 児童生徒の回答履歴情報を適切に収集し、児童生徒個人が自らの成長等について確認できるようにすること。

(3) モデル校において児童生徒の回答履歴情報を定期的に確認し、分析できるための方策を整えたとともに、データにてモデル校に提供すること。

(4) 収集したデータを無断で、研究資料として活用したり、論文、学会等での成果発表のために用いたりしないこと。

(5) 事業者はモデル校及び大阪市総合教育センターの求めに応じ、「測定ツール」導入後のモデル校における取組経過を把握し、必要に応じて助言を行うこと。

(6) 事業者は本市に、全モデル校のデータを本市が指定する年3回の各時点で集計し、8(2)の最終項目(6項目)ある学校用データに準じた構成で作成したうえで、データにて提供すること。

(7) 事業者はモデル校及び大阪市総合教育センターの求めに応じ、「測定ツール」を活用した取組と児童生徒の非認知能力育成の関係を分析し、指導改善の在り方をはじめ、モデル校及び大阪市総合教育センターが取り組む個々の発達段階に応じた学び実現のための検討材料を提供するものとする。

(8) 事業者は、本市の児童生徒にとって望ましい非認知能力の測定方法、及び効果的な育成の在り方等について大阪市総合教育センターとともに検証し、各年度末実施するモデル校の実践報告について、協力及び助言すること。

- (9) 事業者は、本事業を通じて本市としての「非認知能力」に対する考え方を整理し、全市展開を含めた検証資料作成に協力すること。

14 費用

本業務委託に付帯して発生する業務、研修、機器費、ライセンス料等、必要となる一切の費用を契約金額に含めること。

15 その他

(1) 再委託

(ア) 業務委託契約書（システム運用・保守用）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、事業者はこれを再委託することはできない。

業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。

(イ) 事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。

(ウ) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表するものとする。ただし、受注者となった者が再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により疎明した場合はこの限りでない。

(エ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(オ) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（システム運用・保守用）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(2) 守秘義務

守秘義務等については、記載の事項を遵守すること。

(ア) 事業者は何人に対しても、契約期間中、または契約期間終了後を問わず、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。

(イ) 本市が提供した資料等について、守秘義務を遵守するとともに、契約期間終了後、速やかに返却すること。

(ウ) 「測定ツール」に関し、個人が特定されるデータについては、契約期間終了後、事業者において完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。

ただし、契約期間終了時に別途本市から指示がある場合は、この限りではない。

(エ) 本市が提供した資料等については、本市の許可なく複写及び複製しないこと。

(オ) 本市から提供した資料のうち、個人情報に関わるものと本市の情報セキュリティに関わるものについては、施錠可能な保管庫に格納する等、適切に管理すること。

(3) その他

- (ア)仕様の詳細等については本市の指示に従うものとし、契約内容及び作業内容に疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議すること。
- (イ)本事業の実施は令和8年度の本事業の予算が成立することが前提であり、予算不成立の場合は実施しないものとし、契約の締結は令和8年度予算が発効したときとする。
- (ウ)その他、本業務の実施にあたり、必要となるその他の事項については、本市と事業者において、別途、協議して定める。